

専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和



専 決 処 分 書

交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

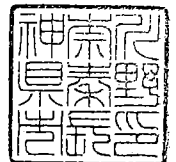
107,235円

2 賠償の相手方



令和7年8月8日

秦野市長 高 橋 昌 和



事故の概要

(1) 発生日時

令和7年2月25日（火）午前11時10分頃

(2) 発生場所

秦野市曾屋5798番地の3（ほうらい会館駐車場）

(3) 事故の状況

道路管理課職員の運転する公用車が、上記場所の駐車場において入庫しようとしてハンドルを右に切って後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、右側後方に駐車していた[REDACTED]さん所有の軽自動車の左側前部に接触し、損傷させた。

(4) 本市の責任原因

右側後方の安全確認不履行

(5) 本市の過失割合

100パーセント